

令和 7 年度 学力向上推進事業・中学校学習支援教室
業務委託概要仕様書

1 件名

令和 7 年度 学力向上推進事業「中学校学習支援教室」業務委託

2 目的

本市では児童生徒の学力を全国水準に押し上げることを目標に「幼児・児童・生徒のウェルビーイングの実現を目指して」をテーマに学力向上事業を推進している。

また、学力向上推進の主要施策として「学びのセーフティネットの構築」を掲げ、市内各小・中学校において、よりきめ細かい学習支援の取組を行ってきている。

しかし、全国学力学習状況調査や各質問紙調査の結果からは、市内小・中学校ともに、学ぶ意義を見出せず主体的に学びに向かうことができていない児童生徒が増加傾向にある。さらに、知識の習得や深い意味理解・根拠をもって説明する思考力、判断力、表現力は依然として課題がみられる。

そのため、学力定着、学習習慣の確立に課題のある生徒を対象に、個々の学習課題に応じたきめ細やかな学習支援策が必要であり、さらに、GIGA スクール構想を推進するために「1 人 1 台端末」を活用し、生徒の特性・学習定着度等に応じたきめ細かな指導の充実を図る個別最適な学びにより、基礎的・基本的な知識等を確実に習得させる必要がある。

そこで、市内各中学校に学習支援教室を設置し、学習支援業務実施に関する企画提案を募集し、委託先の候補者を選定する。

3 業務期間

契約を締結した日から令和 8 年 3 月 5 日（木）まで

4 委託業務の実施場所

沖縄市立各中学校

5 業務概要

沖縄市立各中学校に設置する学習支援教室において、個に応じた指導を通して、学習のつまずきの解消や高等学校等の進学を目標とした学習支援を学校と連携して行う。

6 委託業務内容

本業務の内容に最低限必要の事項を次のように定める。業務の詳細については、事業者のより良い提案を基に、協議のうえ決定する。

- (1) 学習のつまずきに応じた個別支援（主要五教科対応）
- (2) 高校受験に対応した学習支援（主要五教科対応）
- (3) 英検、数検などの各種検定対策の学習支援
- (4) ICT を活用した個別最適な学習支援
- (5) 生徒への適切な関わりを通じた支援
- (6) 原則、午前中の学習支援教室を毎日開催することを基本とする。
- (7) 学習支援教室の開設期間は令和 7 年 6 月 2 日（月）～令和 8 年 3 月 5 日（木）までとする。
- (8) その他、学力向上及び管理運営業務に必要な事項

7 打ち合わせ

受託者は、契約締結後速やかに委託者と打ち合わせを行い、本契約の目的達成に努めなければならない。

また、契約締結後、速やかに、作業スケジュールを作成し、委託者及び各学校と調整するものとする。

8 目的外使用の禁止

受託者は、本契約の内容を他の目的に使用してはならない。

9 情報の守秘義務

(1) 受託者は、本契約の履行に際して知り得た個人情報、業務内容を第三者に漏らしてはならない。

(2) 前号に規定する義務は、契約終了後も有効存続するものとする。

10 進行管理

受託者は、常にこの契約における業務の進行状況を把握し、円滑な業務の進行を図るように努めなければならない。

1.1 留意点

(1) 受託者は随時、委託者の求めに応じ、その実績資料等を速やかに提出すること。

(2) 当事業は沖縄振興特別推進交付金を活用した事業であるため、事業終了後も会計検査等において、委託者の求めに応じ随時対応すること。

1.2 委託料の支払い等

(1) 本契約は概算契約である。

(2) 受託者は、毎月実績報告書を提出し、検査に合格したときは委託料の部分払を委託者に請求することができる。

(3) 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内にその額を支払う。

(4) 受託者は、委託料を本委託業務以外の支払いに充当してはならない。

(5) 本委託業務が終了し、委託契約金額が確定した結果、受託者に交付された委託料に返還額が生じたときは、受託者は委託者の求めに応じ、速やかに委託料を返還する。

(6) 消費税免税事業者は、委託料に消費税相当額を含めた請求はできない。

1.3 報告

(1) 受託者は、毎月実績報告書を提出すること。

(2) 当事業は沖縄振興特別推進交付金を活用した事業であり検査を受けるため、契約期間全ての実績報告書を契約期間終了日までに提出すること。

(3) 本業務で整えた資料、報告書及び支出に係る領収書等は、事業終了後5年間厳重に保管し、提出を求められた場合は速やかに提出すること。

1.4 提出書類

受託者は、監督員の指示する様式により、毎月の実績報告並びに事業実績報告における必要書類（紙媒体及び電子媒体）を報告対象月の翌月10日迄に提出しなければならない。

1 5 対外交渉

受託者は、この契約に基づく業務の遂行に際し、第三者に対し説明あるいは交渉を要する場合、または説明を求められた場合は、速やかに委託者に連絡し、その取扱いについて委託者の指示を受けるものとする。

1 6 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項、またはこの仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者で協議して定めるものとする。

1 7 法令の厳守

業務の遂行にあたっては、関係法令等を厳守すること。